

## 公益社団法人宮城県獣医師会のテレワーク勤務規程

(在宅勤務制度の目的)

第1条 この規程は、宮城県獣医師会（以下、「この法人」という。）の就業規則第3条に基づき、職員がテレワークにより勤務する場合（以下、「テレワーク勤務」とする。）の必要な事項について定めたものである。

2 この規程に定めのない事項については、雇用区分に応じて就業規則または雇用契約職員就業規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程におけるテレワーク勤務を下記の通り、定義する。

在宅勤務：職員の自宅、その他自宅に準じる場所（この法人指定の場所に限り）において情報通信機器を利用した業務。

(テレワーク勤務の適用申請者)

第3条 以下に掲げる全ての事項を満たす者は、テレワーク勤務の適用を申請することができる。

- (1)テレワーク勤務を希望する者。
- (2)テレワーク勤務で業務に支障がないと事務局長が認める者。

(テレワーク勤務の許可基準)

第4条 テレワーク勤務の適用申請者に対して、この法人は以下の項目について一定の基準を満たした者に許可する。

(1)業務の成果

この法人が指示または承認した業務を事業所勤務の場合と同等以上の成果を出すことができると認められること。

(2)作業環境（執務空間、インターネット環境）が整えられること。

(3)連絡方法

①始業時刻、終業時刻、業務内容など業務の進捗情報をこの法人が指定した方法（電話、グループウェア、電子メール等）により適宜、この法人に報告できること。

②業務報告及び会議出席など、この法人の指定日に出勤できること。

(4)自律的な制度運用を行うことができること。

(労働時間)

第5条 労働時間については、就業規則のとおりとする。

2 前項にかかわらず、次の各号該当する場合であってこの法人が必要と認めたときは、第1項に規定する所定労働時間を労働したものとみなす。

① この法人とテレワーク勤務者間の情報通信機器の接続はテレワーク勤務者に任せていること。

② 当該業務が常にこの法人の指示命令を受けなければ遂行できないものではないこと。

③ 当該業務に労働時間を管理する者が帯同していないこと。

3 この法人は、育児・介護短時間勤務制度の適用者についてもテレワークを認めることがある。その場合、第1項の所定労働時間は短時間勤務制度で定めた所定労働時間に置き換えて適用する。

4 所定外労働については事前に承認を必要とし、個人の判断で行った時間外労働及び休日労働にかかわる賃金は、この法人は原則として支払わない。

(テレワーク中における待遇)

第6条 テレワーク中の待遇は通常勤務者の待遇と同等とする。

2 評価、福利厚生、昇降格は、通常勤務者と同等とする。

(費用の負担)

第7条 テレワーク勤務に伴って、自宅で発生する水道光熱費、通信費等はテレワーク勤務者の負担とする。

2 業務に必要な郵送費、事務用品費、消耗品費その他この法人が認めた費用はこの法人負担とする。

3 その他の費用負担については、個別に協議の上、決定する。

(情報通信機器・パソコン等の貸与)

第8条 この法人は、テレワーク勤務者が業務に必要とするパソコン、ソフトウェア等の情報通信機器を貸与する。なお、当該通信機器に、この法人の許可なくソフトウェア等をインストールしてはならない。

2 この法人は、テレワーク勤務者が所有する情報通信機器を業務に利用させることがある。この場合、この法人が求めるセキュリティ条件を満たす機器に限るものとし、費用については協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 テレワーク勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第54条の定めるところによる。

(安全衛生)

第10条 この法人は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、この法人と協力して労働災害

の防止に努めなければならない。

(情報の取り扱い)

第11条 この法人から業務に必要な資料や機材その他の情報を持ち出す際には関連規定を遵守し、自らの責任において厳重に管理しなければならない。個人情報、この法人の秘密情報の取り扱いについては絶対に外部に漏洩することがないように厳格に管理するものとする。

(制度適用取り消し)

第12条 健康管理・制度運用・成果創出面において著しい不具合が発生した場合、事務局長が制度適用の継続は困難であると判断し、制度の適用を取消すことがある。その場合、通常の勤務に復帰しなければならない。

附 則

本規程は、令和4年4月1日より施行する。

本規程は、令和7年4月1日より改定施行する（令和6年度第6回理事会承認）。